

## はなまるグループ サークル規程

### (目的)

- 第1条 この規程は、はなまるグループ サークル活動に関する事項を定め、その運営を適正かつ円滑に行うことを目的とする。
- 尚、サークル活動を行う目的として、職員同士の絆・親睦を深め、社内のコミュニケーションの活性化をはかるものとする。

### (活動申請書の手続き)

- 第2条 サークルは活動前に活動申請書に必要事項を記入し参加者名簿と合わせて、総務部企画課に提出しなければならない。
- 内容が変わる場合は、再度申請が必要。

### (体験参加)

- 第3条 入会手続きを行う前に、サークル活動への体験参加は可能とする。ただし、体験参加者については、サークルメンバーとして人数に含まないものとする。

### (入退会の手続き)

- 第4条 サークルに入退会したい職員は、サークルリーダー又は総務部企画課へ入退会の意向を申し出なければならない。尚、サークルリーダーは入退会の申し出を確認した場合、速やかに総務部企画課へ報告しなければならない。
- 2 総務部企画課においては、サークルに加入している職員の名簿を管理する。
  - 3 対象者は有限会社はなまる、株式会社 TIME、株式会社 CTU に雇用されている職員とする。
  - 4 職員の家族等の参加可否については、活動申請書に記載し、サークルごとに決定する。
  - 5 掛け持ちについては1人当たり3サークルまでとする。  
ただし、リーダーの掛け持ちについては認めない。

### (助成金対象要件)

- 第5条 会社は職員が行うサークル活動で次に掲げる要件に全て該当するものに対して助成金を支給する。
- ①職員にふさわしい健全な目的をもつもので、営利を目的としたもの、政治活動や宗教活動にかかわるものではないこと
  - ②3人以上(リーダー含む)のメンバーによって構成されること
  - ③活動責任者(リーダー)や、その他サークル運営に必要なものが選任

されていること

- ④1年以上活動し、活動報告書兼助成金申請書を提出したものであること
- ⑤年2回以上の活動を行ったサークルに限る。ただし会議は含まない。
- ⑥サークルに所属している職員は最低でも1回以上活動に参加する。
- ⑦活動については、就業時間外であること
- ⑧対象者は、有限会社はなまる、株式会社 TIME、株式会社 CTU に雇用されている者に限る。

#### (助成金の支給)

第6条 会社は、第8条の活動報告書兼助成金申請書を提出し、支給が適当と判断するサークル活動に対し、助成金を支給する。

2 助成金額は、職員1名当たり年間3000円とし、サークルに対し支給とする。

ただし、年度途中で入退会した職員への助成金について、最低1回以上活動に参加した者に限り月額250円をサークルに対し支給し、活動に一度も参加しなかった職員に対しては支給しないものとする。

3 掛け持ちをしているスタッフについては、グループごとに折半して支給。

4 認められた助成金については、総務部財務課よりサークルリーダーへ付与される。

#### (助成金の返還)

第7条 結成1年が経過している助成を受けたサークルが、第5条に規定する要件を欠いた場合及び職員が不祥事を起こした場合、支給された助成金を返還しなければならない。

#### (活動報告)

第8条 助成金を受けるサークルは年に1回の活動報告書兼助成金申請書を総務部企画課に提出しなければならない。総務部企画課は内容を確認した後、本部長に確認を行う。

サークル結成して1年経過した月の末日までを期日とする。

その後は、翌年同月末日までとする。

#### (免責事項)

第9条 サークル活動に伴い生じた事故等に関し、会社はいかなる責任も負わず、各メンバーの自己責任とする。また業務災害としては認めない。

ただし、大怪我・大事故につながる可能性が高いサークルについては、スポーツ保険やレクリエーション保険等に独自で加入することを勧める。

この場合、会社からの負担はないものとする。

(解散)

第10条 次の事由により、解散するものとする。尚、解散する時にはサークルリーダーから総務部企画課へ報告しなければならない。

- ①3人を下回ったとき
- ②メンバー全員が合意したとき

附則

この規定は、令和2年9月1日から施行する。